

被災家屋等の解体・撤去等に伴う費用の支給について

平成29年9月17日の台風第18号豪雨におきまして、多くの家屋等で被害が発生しました。

そのため、市では台風により倒壊又は二次災害を起こす恐れがあるなど、生活環境の保全上、家屋等（住家）を解体・運搬・処分した被災者の負担を軽減する目的で、半壊以上の家屋等（住家）の解体・運搬・処分にかかった費用の一部を市が支給することとしました。

【支給の対象となる方】

○り災証明で半壊以上の判定を受けた方で、被災者生活再建支援金の支給決定を受けた方

【支給の対象となるもの】

○り災証明で「全壊」と判定された家屋等（住家）を、解体、運搬、処分する場合
・市が支給する費用・・・解体費、運搬費、処分費

○り災証明で「大規模半壊」、「半壊」と判定された家屋等（住家）を、所有者が解体、運搬、処分する場合
・市が支給する費用・・・運搬費・処分費
※解体費は、所有者の負担となります。

※市が支給する費用は、市が算出した標準単価で計算した額と、実際の業者の見積額（または請求額）のいずれか低い方となります。

リフォームの際に生じた廃棄物の処分等にかかる費用は、本制度の対象外です。

【申請の手続き】

○支給の決定には審査が必要です。市役所環境保全課にご相談下さい。

【受付期間】

平成30年6月1日(金)～平成31年1月31日(木)
(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

【申請先・問い合わせ先】

津久見市役所 環境保全課 ☎82-9513